

○海津市多文化共生推進協議会設置要綱

令和7年4月1日

告示第39号

(設置)

第1条 本市の多文化共生社会の実現に向けての施策の推進を図るため、海津市多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議するとともに、市と協働して計画の推進を図るものとする。

- (1) 海津市多文化共生推進計画の策定に関すること。
- (2) 海津市多文化共生推進計画に掲げる施策の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内在住の外国人
- (3) 多文化共生推進に取り組む関係団体に属する者
- (4) 外国人を雇用する企業等の代表者
- (5) 公募市民
- (6) その他、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、市長が公開することが適当でないときは、この限りでない。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に、必要な調査及び調整を行うため、幹事を置く。

2 幹事は、総務企画部長、市民課長、生活・環境課長、文化・スポーツ課長、社会福祉課長、観光・シティプロモーション課長及び学校教育課長をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画課に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。